

ご記入にあたって

休業中の就労等の状況について、Cをよく読んで記入してください。

A 項目5

初回提出時から振込先に変更がある場合のみ、申請者本人名義の口座を記入してください。

※金融機関コード、支店コードは一般社団法人全国銀行協会のHP (https://www.zenginkyo.or.jp/shop/) 等で確認いただくことができます。金融機関コードの記入は任意です。

インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込ができませんのでご注意ください。

B 項目6

支援金・給付金の対象として申請する期間を記入してください。

C 項目7・8・9

期間中の就労等した日の状況を記入してください。就労等した日がない場合は記入不要です。

詳しくは右面をご参照ください。

D 申請者署名欄

記入内容にもれ、間違いがないことを確認のうえ、署名または記名押印してください。未成年者(満20歳未満の方)や成年被後見人は保護者等の同意書が必要です。

E 代理人等署名欄

代理人等が申請を行う場合に記入してください。代理人は委任状を添付してください。

F 支援金等対象者番号貼付欄

前回申請時の「支給・不支給決定通知書」下部「支援金等対象者番号・氏名(カナ)」を切り取って必ず貼ってください。

労働者申請用 新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金支給申請書

(2枚目の「ご確認事項」を確認のうえ、下記①～⑥の太枠内をご記入ください。⑤「振込先口座」は変更がなければ記入不要です。代理人等が提出代行等をする場合は⑥もご記入ください。)

1 申請者について

フリガナ シンセイ タロウ
氏名 申請 太郎
性別(任意) 男性 女性
3 生年月日 X:X 年 X:X 月 X:X 日
4 連絡先(住所または居所および電話番号) 住所 東京 都 道 区 市 町 村 0-0 〇〇マンション〇〇〇号室

5 振込先口座(申請者本人名義の口座に限り) 口座名義 フリガナ氏名 金融機関名(コード4桁) 支店名(コード3桁) 口座の種類 普通 当座 口座番号(7桁) 記号(5桁) 番号(8桁)

6 支援金・給付金の対象として申請する期間

令和2年	4月	16日	～	3月	30日	7	8	9
日						休業事業所で4時間以上就労等した日数	休業事業所で4時間未満就労等した日数	報告日のうち事業主から一部時間単位で休業を命じられた日数
令和2年	5月	1日	～	3月	31日	3	5	5
令和2年	6月	1日	～	1月	15日			
令和2年	7月	日	～	日	日			
令和2年	8月	日	～	日	日			
令和2年	9月	日	～	日	日			
令和2年	10月	日	～	日	日			
令和2年	11月	日	～	日	日			
令和2年	12月	日	～	日	日			

10 備考欄

*「就労等した日」とは就労した日および年次有給休暇、育児休業、介護休業、病気による欠勤等、労働者本人の事情による休暇・休業をいいます。所定の休日はこちらにありません。項目6の支援金・給付金の対象として申請する期間に「就労等した日」がなかった方は項目7～9を空欄としてください。「就労等した日」がある方は(2枚目)の例を参照し、記入してください。

申請者署名欄

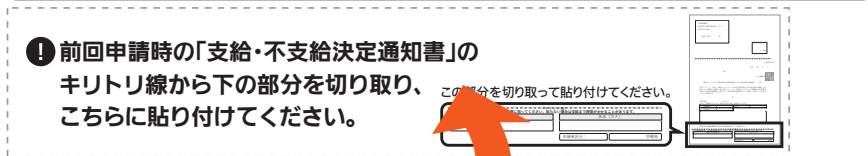
管轄労働局長 殿
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給を希望するため、申請します。
なお、支援金・給付金支給要領※に従うとともに、本申請書、別添の要件確認書の記入内容および添付書類について偽りないことを誓約し、労働局・公共職業安定所から確認のための問い合わせがあった場合は協力します。
※厚生労働省HPに掲載しています。

申請者氏名 提出日 令和 X 年 X 月 X 日
申請 太郎

代理人等署名欄

代理人または(提出代行・事務代理者)社会保険労務士の方は、下記に署名または記名押印してください。

代理人または(提出代行・事務代理者)社会保険労務士 住所・事務所または法人等の名称・氏名



この申請書に偽りの記入をして提出した場合には、不正行為として処分の対象となることもありますので、正確にご記入ください。

次支給申請の際に、必ず支給申請書に貼ってください。貼らない場合は支給まで時間がかかります。

支援金等対象者番号 氏名(カナ) シンセイ タロウ
申請者区分: ●● ●● 労働局

〈支給・不支給決定通知書(下部)〉

- 各月(例えば「4月」等の1支給単位期間)について、1人の労働者につき1回のみ申請できます。既に申請がなされた期間については、最初の申請以外はすべて無効となります。
- この申請書に偽りの記入をして提出した場合には、不正行為として処分の対象となることもありますので、正確にご記入ください。
- 代理人等が偽りの届出・報告・証明等を行い、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給を受け、または受けようとした場合には、その氏名等を公表する可能性があります。

C 項目7・8・9について

支給要件確認書の事業主記入欄③を参照のうえ、支給単位期間(各月初日から末日まで)ごとに1行を用い、就労等した日の状況を記入してください。就労等した日がない場合は記入不要です。

なお、①休業事業所で働いた日と②年次有給休暇、育児休業、介護休業、病気による欠勤等など、あなたの事情により休暇・休業を取得した日が「就労等した日」にあたりません。所定の休日はこれにあたりません。例えば土日祝休みの方が当該日にお休みしたものは「就労等した日」にあたりません。

【具体的な記入例】4月16日～6月15日まで新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主の命による休業のケース

例1) 休業期間中、まったく就労等していない場合

2 休業事業所について

記入の必要がないため項目7～9は空欄

令和2年	4月	16日	～	3月	30日	7	8	9
日						休業事業所で4時間以上就労等した日数	休業事業所で4時間未満就労等した日数	報告日のうち事業主から一部時間単位で休業を命じられた日数
令和2年	5月	1日	～	3月	31日			
令和2年	6月	1日	～	1月	15日			
令和2年	7月	日	～	日	日			
令和2年	8月	日	～	日	日			
令和2年	9月	日	～	日	日			

例2) 1日の所定労働時間8時間の方が、4月20～23日まで自分の都合で年次有給休暇を取得し4日間終日働いていない場合

年次有給休暇を取得した4月20～23日の「4」日間を記入

令和2年	4月	16日	～	3月	30日	7	8	9
日						休業事業所で4時間以上就労等した日数	休業事業所で4時間未満就労等した日数	報告日のうち事業主から一部時間単位で休業を命じられた日数
令和2年	5月	1日	～	3月	31日	4		
令和2年	6月	1日	～	1月	15日			
令和2年	7月	日	～	日	日			
令和2年	8月	日	～	日	日			
令和2年	9月	日	～	日	日			

例3) 1日の所定労働時間8時間の方が、5月11～15日の5日間に2時間のみ勤務(6時間休業)し、5月18～20日の3日間に終日(8時間)勤務した場合(5月16・17日は所定休)

8時間勤務した5月18～20日の「3」日間を記入

2時間の勤務である5月11～15日の「5」日間を記入

令和2年	4月	16日	～	3月	30日	7	8	9
日						休業事業所で4時間以上就労等した日数	休業事業所で4時間未満就労等した日数	報告日のうち事業主から一部時間単位で休業を命じられた日数
令和2年	5月	1日	～	3月	31日	3	5	5
令和2年	6月	1日	～	1月	15日			
令和2年	7月	日	～	日	日			
令和2年	8月	日	～	日	日			
令和2年	9月	日	～	日	日			

5月11～15日の2時間勤務は事業主より6時間の休業を命じられたもののため「5」日間を記入

例4) 1日の所定労働時間3時間のパートタイム労働者の方が、4月20～23日の4日間、所定労働時間どおり3時間の終日勤務をした場合

3時間勤務した4月20～23日の「4」日間を記入

※休業を命じられておらず、所定労働時間どおりのため項目9の記入はありません。

令和2年	4月	16日	～	3月	30日	7	8	9
日						休業事業所で4時間以上就労等した日数	休業事業所で4時間未満就労等した日数	報告日のうち事業主から一部時間単位で休業を命じられた日数
令和2年	5月	1日	～	3月	31日	4		
令和2年	6月	1日	～	1月	15日			
令和2年	7月	日	～	日	日			
令和2年	8月	日	～	日	日			
令和2年	9月	日	～	日	日			

ご記入にあたって

A・Bは労働者の方が、C・Dは事業主の方が記入してください。

A 労働者記入欄／項目1～5

すべて必須項目です。必ず記入または☑チェックをしてください。

B 労働者記入欄

記入内容にもれ、間違いがないことを確認のうえ、署名または記名押印してください。未成年者(満20歳未満の方)や成年被後見人は保護者等の同意書が必要です。

C 事業主記入欄／項目1～4

すべて必須項目です。必ず記入してください。
3②・4③は当てはまるときは必ず記入してください。

D 事業主記入欄

記入内容にもれ、間違いがないことを確認のうえ、署名または記名押印してください。

事業主からの協力が得られなかった場合は、事業主名欄に
●「事業主の協力を得られない」旨
●その背景となる事情
(倒産、事業主と連絡がとれない等)を記入して提出してください。

※その場合、拠点等の所在地を管轄する労働局より法律に基づき、当該事業所に連絡します。通常の審査より時間を要しますのでご了承ください。

労働者申請用 新型コロナウイルス感染症対応
2回目以降 休業支援金・給付金支給要件確認書

以下項目について、記入または該当する方に☑チェックをしてお答えください。
この確認書は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(以下、「支援金等」という)における支給要件の確認事項です。

■労働者の方が記入してください

1 支援金等の対象として申請する期間(申請書「6」と同じ) 令和2年 4月16日～6月15日

2 ①の期間の休業は、事業主に命じられた休業ですか。 はい いいえ

3 ①の期間において、雇用保険の求職者給付(基本手当等)や育児休業給付、介護休業給付を受給していませんか。 受給していない 受給している

4 休業手当が支払われ、または3万円を超える見舞金が支払われた場合、原則2週間以内に申告することに同意しますか(申告先は事業所(拠点等)の所在地を管轄する労働局です)。 はい いいえ

5 この確認書(2枚目)の支給要件のすべてに該当しますか。 はい いいえ

上記記入内容に相違ありません。(署名または記名押印)

労働者記入欄 確認日 令和 XX年 XX月 XX日 氏名 申請 太郎

●未成年者(満20歳未満の方)や成年被後見人は保護者等の同意書が必要です。

■事業主の方が記入してください

1 申請を行う労働者を労働者記入欄「1」の期間に雇用していましたが(委託、請負は雇用ではありません)。 はい いいえ

2 雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金を受給していますか。または受給する予定はありますか。 はい いいえ

① 申請を行う労働者を事業主が命じて労働者記入欄「1」の期間に休業させましたか。 はい いいえ

② 上記①で休業させた者について、休業期間中に就労等させた日※すべてを「4時間以上就労等」、「4時間未満就労等かつ休業時間あり」の別に具体的な日付を記入してください。就労等させた日がない場合は記入不要です。
※「就労等させた日」は就労させた日および年次有給休暇、育児休業、介護休業、病気による欠勤等の労働者本人の事情による休業・休業をいいます。所定の休日はこれに当たりません。

3 4時間以上就労等 月ごとの日数の合計が支給申請書「7」と一致 5/18・19・20 4時間未満就労等 月ごとの日数の合計が支給申請書「8」と一致 5/11・12・13・14・15 4時間未満就労等かつ休業時間あり 月ごとの日数の合計が支給申請書「9」と一致 5/11・12・13・14・15

① 労働者記入欄「1」の期間の休業に対し、一部でも休業手当を支払っていませんか。または支払う予定はありますか。 支払っていない(予定はない) 支払っている(予定がある)

② 労働者記入欄「1」の期間の休業に対し、一部でも見舞金を支払っていませんか。または支払う予定はありますか。 支払っていない(予定はない) 支払っている(予定がある)

③ 上記②で見舞金を支払っている、または支払う予定があるとした場合、金額を記入してください。

上記記入内容に相違ありません。(署名または記名押印)

事業主記入欄 確認日 令和 XX年 XX月 XX日 事業所名 株式会社△△△△△△△△

住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 事業主名 事業 一郎
TEL XX-XXXX-XXXX (法人の場合は代表者氏名を、個人の場合は氏名をあわせて記入)

●この欄は拠点等の管理者ではなく、法人等の代表者等の記入欄です。本確認書における事業主記入欄について事業主からの協力が得られなかった場合は、事業主記入欄の事業主名欄に「事業主の協力を得られない」旨およびその背景となる事情(倒産、事業主と連絡がとれない等)を記入して提出します。
なお、当該ケースについては、拠点等の所在地を管轄する労働局より法律に基づき、当該事業所に連絡させていただきます。よって通常の審査よりお時間を要します。

▲この確認書は、支給要件の確認事項となります。偽りの記入をして提出した場合には、不正行為として処分の対象となることもありますので、正確にご記入ください。 <1枚目> 20210

① 労働者記入欄／項目1について

支援金等の対象として申請する期間を記入してください。支給申請書⑥と一致するようにしてください。
※支給要件確認書では1か月ごとで記入せず、今回の申請に係る期間全体の初めの日・終わりの日を記入してください。

1 支援金等の対象として申請する期間(申請書「6」と同じ) 令和2年 4月16日～6月15日

申請する期間の初めの日を記入してください。 申請する期間の終わりの日を記入してください。

6 支援金・給付金の対象として申請する期間

令和2年	4月	16日	～	30日
令和2年	5月	1日	～	31日
令和2年	6月	1日	～	15日
令和2年	7月	日	～	日
令和2年	8月	日	～	日
令和2年	9月	日	～	日

② 事業主記入欄／項目3②について

休業期間中に、申請を行う労働者が就労等した日があれば記入してください。就労等した日がない場合は記入不要です。
就労等した日がある場合は「4時間以上就労等した日」「4時間未満就労等した日」「4時間未満就労等かつ休業時間あり」の別に、具体的な日付で記入してください。
なお、①休業事業所で働いた日と②年次有給休暇、育児休業、介護休業、病気による欠勤等など、労働者本人の事情により休業・休業を取得した日が「就労等した日」にあたりません。所定の休日はこれに当たりません。例えば土日祝休みの方が当該日にお休みしたものは「就労等した日」にあたりません。

3 ② 上記①で休業させた者について、休業期間中に就労等させた日※すべてを「4時間以上就労等」、「4時間未満就労等かつ休業時間あり」の別に具体的な日付を記入してください。就労等させた日がない場合は記入不要です。
※「就労等させた日」は就労させた日および年次有給休暇、育児休業、介護休業、病気による欠勤等の労働者本人の事情による休業・休業をいいます。所定の休日はこれに当たりません。

4時間以上就労等 月ごとの日数の合計が支給申請書「7」と一致 5/18・19・20 4時間未満就労等 月ごとの日数の合計が支給申請書「8」と一致 5/11・12・13・14・15 4時間未満就労等かつ休業時間あり 月ごとの日数の合計が支給申請書「9」と一致 5/11・12・13・14・15

それぞれ支給申請書の項目7⑦⑧⑨の日数と一致します。

7 6の期間のうち休業事業所で4時間以上就労等した日数 3日間

8 6の期間のうち休業事業所で4時間未満就労等した日数 5日間

9 8の報告日のうち事業主から一部時間単位で休業を命じられた日数 5日間

労働者の方へ
日数の不一致などがある場合、不備扱いとなります可能性があります。ご注意ください。

【具体的な記入例】 4月16日～6月15日まで新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主の命による休業のケース

例1) 休業期間中、まったく就労等していない場合

4時間以上就労等	月ごとの日数の合計が支給申請書「7」と一致	4時間未満就労等	月ごとの日数の合計が支給申請書「8」と一致	4時間未満就労等かつ休業時間あり	月ごとの日数の合計が支給申請書「9」と一致
記入の必要がないため空欄					

例2) 1日の所定労働時間8時間の方が、4月20～23日まで自分の都合で年次有給休暇を取得し4日間終日働いていない場合

4時間以上就労等	月ごとの日数の合計が支給申請書「7」と一致	4時間未満就労等	月ごとの日数の合計が支給申請書「8」と一致	4時間未満就労等かつ休業時間あり	月ごとの日数の合計が支給申請書「9」と一致
4/20・21・22・23					
年次有給休暇を取得した4月20～23日の4日間の日付を記入					

例3) 1日の所定労働時間8時間の方が、5月11～15日の5日間に2時間の勤務(6時間休業)し、5月18～20日の3日間に終日(8時間)勤務した場合(5月16・17日は所定休)

4時間以上就労等	月ごとの日数の合計が支給申請書「7」と一致	4時間未満就労等	月ごとの日数の合計が支給申請書「8」と一致	4時間未満就労等かつ休業時間あり	月ごとの日数の合計が支給申請書「9」と一致
5/18・19・20					
8時間勤務した5月18～20日の3日間の日付を記入					
5/11・12・13・14・15					
2時間の勤務である5月11～15日の5日間の日付を記入					
5月11～15日の2時間勤務は事業主より6時間の休業を命じられたもののため5日間の日付を記入					

例4) 1日の所定労働時間3時間のパートタイム労働者の方が、4月20～23日の4日間、所定労働時間どおり3時間の終日勤務をした場合

4時間以上就労等	月ごとの日数の合計が支給申請書「7」と一致	4時間未満就労等	月ごとの日数の合計が支給申請書「8」と一致	4時間未満就労等かつ休業時間あり	月ごとの日数の合計が支給申請書「9」と一致
4/20・21・22・23					
3時間の終日勤務をした4月20～23日の4日間の日付を記入					
※休業を命じられておらず、所定労働時間どおりのため、「4時間未満就労等かつ休業時間あり」欄の記入はありません。					

●各月(例えば「4月」等の1支給単位期間)について、1人の労働者につき1回のみ申請できます。既に申請がなされた期間については、最初の申請以外はすべて無効となります。

●この支給要件確認書に偽りの記入をして提出した場合には、不正行為として処分の対象となることもありますので、正確にご記入ください。

●事業主が偽りの届出・報告・証明等を行い、その雇用する労働者に新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給を受けさせ、または受けようとした場合には、その氏名等を公表する可能性があります。

ご注意